## 海外出張報告

オーストラリアにおける 遺伝子組換え作物・食品の規制と 生産状況に関する現地調査

## 渡部 靖夫

平成 17 年 3 月 6 日から 12 日までの 1 週間,本省技術安全課の内田評価基準係長および足立研究調査官(現在果樹研究所勤務)と共にオーストラリアにおける遺伝子組換え(GM)作物規制と生産の状況に関する現地調査を行った。

オーストラリアでは、従来のガイドラインによる規制に代わって、2001年6月から遺伝子技術法(GT法)による遺伝子組換体(GMO)の環境放出規制が施行されている。この法律の規定に基づいて、連邦政府の遺伝子技術規制官による安全性評価を経てその許可を得なければ、国内でのすべてのGM作物の実験栽培、商業栽培等が行えないこととが認められたGM作物は綿とカノーラ(菜種)の2種類のみである。このうちGM綿については、すでにガイドライン時代から商業栽培が認められており、新制度の下でも引き続き許可を得ると共に、新GM品種も加わって急速に普及率が向上している。

しかし一方で,GMカノーラについては,連邦政府から商業栽培の許可は得たものの,各州政府が栽培凍結措置(モラトリアム)を発動しているため,国内での商業栽培は事実上行われていない状況にある。

今回実施した現地調査の目的の一つは,このような GM カノーラ商業栽培導入をめぐる連邦政府と州政府との間の「ねじれ」について,その現状や背景を探ることにあった。連邦政府遺伝子技術規制官事務所 (OGTR),農林漁業省担当局,ニューサウスウェールズ州政府担当局,関係農業団体等での聞き取りを通じて明らかとなったのは,GMO 規制における連邦政府と州政府の役割の違いであった。すなわち,連邦政府 OGTR は,GM 作物栽培

を導入する際の連邦全域における「人の健康と環境安全性」に与える影響を評価して許可する権限を持つのに対し、州政府は州内における当該作物生産の「商業的・貿易的利益」を確保する観点からの栽培規制を行い得るとされているのである。

しかしヒアリングを通して,連邦政府関係 機関がこうした立て前とは別に,本音では州 政府のモラトリアムに不快感を持っているら しいことがわかった。連邦政府は, せっかく 栽培上多くのメリットを持つ GM カノーラの 導入条件を整え、GM 品種導入で先行する競 争相手国カナダにも対抗できるようにしたに もかかわらず,現場の反 GM 作物の声に配慮 した州政府の弱腰に不満を持っているのであ る。これに対して州政府は、いかに連邦政府 が健康・環境影響に問題がないと保証しても、 州内農民がその販売や既存品種への混入に不 安を持っている限り慎重な対応をとらざるを 得ないと政治的に判断しているのである。各 州のモラトリアムは、ここ2~3年のうちに 期限切れとなるが,これらが今後継続,解除 のいずれに向かうかは,現在欧州各国でも導 入が検討されている GM / 非 GM 作物の共存 手法が確立されるかどうかにかかっていると 見られる。

このように農産物輸出大国オーストラリアは GM 作物導入に関し,いまだに国内的意志統一ができない状況にある。同国がこの問題に今後どう対処していくのか,GMO をめぐる国際的な勢力関係にも少なからぬ影響を与えることから,注意して見守って行く必要があると考える。



ニューサウスウェールズ州ナラブライにある CSIRO の実験圃場: 左が GM 綿, 右が在来品種.